所得税と市・県民税が変わります！

～所得税は平成19年1月から、市・県民税は平成19年6月から変わります～

国の三位一体の改革に伴い、一部税源が所得税（国）から個人住民税（地方）へ移譲されるため、平成19年分から所得税と個人住民税の税率構造が変わります。

★市・県民税所得割の税率が、一律10％に統一されます（表①）。

★市・県民税所得割の税率が、一律10％になるため、「市・県民税と所得税の合計額」が変わらないように所得税の税率が変わります（表②）。

市・県民税と所得税における人的控除（扶養控除、配偶者控除など）の差による負担額の増加は、市・県民税の所得割額で減額調整されますので、改正の前後で「市・県民税と所得税の合計額」は基本的には変わりません。

※ただし、**定率減税の廃止（表③）**や収入の増減など、別の要因によって実際の負担額は変わりますので、あらかじめご注意ください。

★65歳以上で所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度から廃止されました。ただし、平成17年1月1日の時点で65歳以上で、前年の所得が125万円以下の方の場合は経過措置が適用されます（表④）。

①市・県民税所得割の税率が一律10％になります

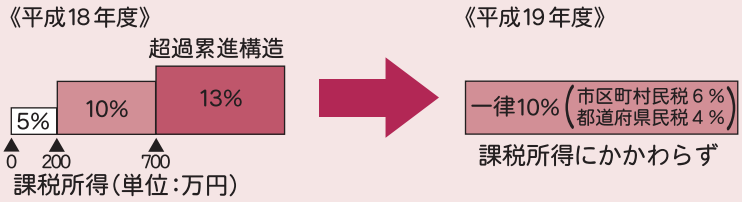

②所得税の税率が次のとおり変わります

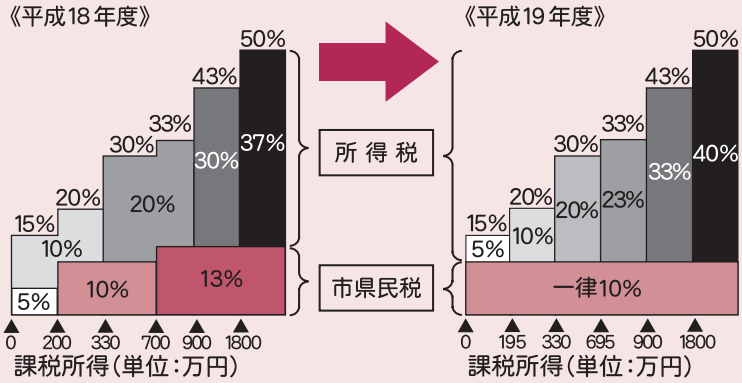

③定率減税が廃止されます

	平成18年度	平成19年度以降
所得税	10%（上限125,000円）	廃　止
市県民税	7.5%（上限20,000円）	廃　止

※所得税については年分となります。

④老年者の非課税措置廃止までの経過措置

		平成19年度	平成20年度以降
市民税	均等割	2,000円	全額課税（3,000円）
	所得割	1/3控除	全額課税
県民税	均等割	600円	全額課税（1,000円）
	所得割	1/3控除	全額課税

③収入に関する書類
○給与所得者や公的年金などの受給者…源泉徴収票
○事業所得者…収支内訳書や領収書など
○農業所得者…収支内訳書や領収書など
※平成18年分の申告からは収支計算書による申告のみとなります。

④控除に関する書類
○生命保険料（一般用・個人年金用）控除を受ける場合…保険料や掛け金の証明書
○損害保険料（火災・損害・建物更生など）控除を受ける場合…保険料や掛け金の証明書
○医療費控除を受ける場合、所定の医療費明細書を作成のうえ、領収書を同封してください。
※傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、治療上おむつの使用が必要であると医師が認めた場合、医療費控除の対象となります（ただし、おむつ使用証明の添付が必要です）。
※介護保険サービス利用者負担を医療費控除に使う場合、該当にならないサービスや計算が複雑な場合があります。ご自身での計算が難しい方には医療費控除対象額一覧表を作成しますので、厚生福祉課または各総合支所健康福祉課にお問い合わせください。